

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】令和7年4月28日(2025.4.28)

【公開番号】特開2023-157922(P2023-157922A)

【公開日】令和5年10月26日(2023.10.26)

【年通号数】公開公報(特許)2023-202

【出願番号】特願2023-129002(P2023-129002)

【国際特許分類】

C 08 J 3/12(2006.01)

10

C 08 L 1/08(2006.01)

A 61 K 8/73(2006.01)

A 61 Q 1/00(2006.01)

A 61 K 8/40(2006.01)

A 61 K 8/36(2006.01)

A 61 K 8/81(2006.01)

【F I】

C 08 J 3/12 Z C E P

C 08 L 1/08

20

A 61 K 8/73

A 61 Q 1/00

A 61 K 8/40

A 61 K 8/36

A 61 K 8/81

【手続補正書】

【提出日】令和7年4月18日(2025.4.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

30

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

セルロース誘導体粒子と、この粒子表面を被覆する皮膜と、を有しており、上記皮膜が、水及び/又は有機溶媒に溶解する表面処理化合物から形成されている、複合粒子。

【請求項2】

上記有機溶媒がアルコール類である、請求項1に記載の複合粒子。

【請求項3】

上記表面処理化合物が、カチオン界面活性剤、脂肪酸石鹼及びカチオンポリマーからなる群から選択される1種又は2種以上である、請求項1に記載の複合粒子。

【請求項4】

上記表面処理化合物が、塩化ジステアリルジメチルアンモニウム、塩化ベヘニルトリメチルアンモニウム、塩化ステアリルトリメチルアンモニウム、ステアリン酸カリウム、ステアリン酸ナトリウム、ポリオクタニウム-61及びポリオクタニウム-67からなる群から選択される1種又は2種以上である、請求項1に記載の複合粒子。

【請求項5】

上記表面処理化合物の含有率が0.1重量%以上20重量%以下である、請求項1に記載の複合粒子。

40

50

【請求項 6】

上記セルロース誘導体が、炭素数2～20のアルコキシ基又は炭素数2～40のアシリ基を有している、請求項1に記載の複合粒子。

【請求項 7】

上記セルロース誘導体がセルロースアシレートである、請求項1に記載の複合粒子。

【請求項 8】

上記セルロース誘導体がセルロースアセテートである、請求項1に記載の複合粒子。

【請求項 9】

上記セルロース誘導体の総置換度が0.7以上3.2以下である、請求項1に記載の複合粒子。

10

【請求項 10】

上記セルロース誘導体粒子は、平均粒子径が0.08μm以上100μm以下、真球度が0.7以上1.0以下、及び、表面平滑度が80%以上100%以下である、請求項1に記載の複合粒子。

【請求項 11】

請求項1から10のいずれかに記載の複合粒子を含む、化粧品組成物。

【請求項 12】

セルロース誘導体粒子及び表面処理化合物を、この表面処理化合物を溶解する溶媒中で攪拌混合する混合工程と、

上記混合工程後、上記セルロース誘導体粒子を含む固形分を洗浄して乾燥させる乾燥工程を有している、請求項1に記載の複合粒子の製造方法。

20

【請求項 13】

上記溶媒が、水又はアルコール類である、請求項12に記載の製造方法。

【請求項 14】

上記表面処理化合物の添加量が、上記セルロース誘導体粒子に対して、0.1重量%以上20重量%以下である、請求項12に記載の製造方法。

30

40

50